

令和4年度内部公益通報の運用状況について

○通報受付件数 9件 ○うち内部公益通報の定義に該当する通報 0件

※内部公益通報の定義 職員等が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を高松市公正職務推進委員会等に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。□

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
1	令和4年11月25日	携帯電話の着信音量について	—	高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第8条第1項第2号に規定する「通報内容が通報対象事実該当しないことが明らかの場合」と認め、調査を実施しなかった。 (理由) 通報内容は、職員等以外の者の着信音量が大きいことが業務の支障になっていることを述べているが、通報内容は法令等違反に該当しないことが明らかであるため。	任命権者に対し、調査を実施しないことを報告した。 また、関係する部署に情報提供を行った。
2	令和4年12月6日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	任命権者に対し、調査を実施しないことを報告した。 また、関係する部署に情報提供を行った。
3	令和4年12月20日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	任命権者に対し、調査を実施しないことを報告した。
4	令和5年1月12日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済
5	令和5年2月6日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済
6	令和5年2月15日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済
7	令和5年3月13日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済
8	令和5年3月23日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済
9	令和5年3月31日	携帯電話の着信音量について	—	No.1に同じ (No.1と同一の通報内容)	No.1からNo.3までにおいて対応済